

平成22年9月7日

## 山形県における一酸化炭素中毒事故（軽症4名）について

9月6日（月）に山形県の保育園の厨房において、一酸化炭素中毒（軽症4名）が発生した旨の報告がありました。

### 1. 事故の概要

9月6日（月）午前10時半頃に山形県の保育園の厨房において、一酸化炭素中毒事故が発生した旨、ガス事業法第46条に基づき、同日午後4時半頃、鶴岡ガス株式会社から原子力安全・保安院関東東北産業保安監督部東北支部に対して報告がありました。

なお、同様の情報を本日、原子力安全・保安院のホームページに掲載しますので併せてお知らせします。

#### [ 掲載箇所 ]

[http://www.nisa.meti.go.jp/sangyo/citygas/detail/gas\\_accident.html](http://www.nisa.meti.go.jp/sangyo/citygas/detail/gas_accident.html)  
（平成22年8月16日から、事故情報のアドレスが変更になりました。）

#### [ 掲載内容 ]

事業形態： 一般ガス事業者

ガス種： 13A

事故発生日： 平成22年9月6日（月）午前10時半頃

事故発生場所： 山形県 保育園

被害状況： 人的被害：一酸化炭素中毒4名  
（いずれも保育園スタッフであり、かつ、軽症）  
物的被害：無し

事故概要： 保育園の厨房で作業をしていた保育園スタッフ4名が、気分が悪くなり病院に搬送され、一酸化炭素中毒（7日間の入院治療が必要）との診断を受けた事故が発生した（保育園児には被害なし）。

なお、消防が保育園から受けた通報では、「ガス臭い」という連絡があったが、ガス事業者が、厨房にあったガスこんろ等のガス機器からメーターガス栓までの間でガス漏えい検査を行ったところ、異常は確認されていない。

また、事故発生当時、厨房内ではガスこんろを覆うような大きな鍋を使って調理をしていたこと及び排気装置を稼働していなかったことから、ガスこんろの不完全燃焼により発生した一酸化炭素が、室外に排出されずに事故が発生したものと推定されるが、現在詳細調査中。

機器分類： ガスこんろ

（参考情報） 製造者：サンウェーブ工業株式会社

型番：LG-66

製造時期：1988年10月製

## 2. 注意喚起について

ガスこんろを覆うような大きな鍋や鉄板は使わないでください。

- ・ガスの燃焼に必要な新鮮な空気がバーナーに行き渡らずに不完全燃焼をおこし、一酸化炭素中毒の原因となります。

ガス機器の使用中は、必ず換気扇を回してください。

- ・ガスが燃焼するには新鮮な空気（酸素）が必要です。空気が不足すると、不完全燃焼をおこし、一酸化炭素中毒の原因となり、死亡事故につながる場合があります。
- ・ガス機器を使用するときは、換気をしましょう。必ず換気扇を回すか、換気装置を動かしてください。また、同時に給気口を確保する等により新鮮な空気を取り入れることも換気のために必要です。
- ・一酸化炭素中毒の最も軽い症状の一つは、前頭部に軽度の頭痛を感じることです。ガス機器を使用中、いつもと違って気分が悪い、体調に違和感を感じるといった症状が出たときは、換気の確認をするようにしましょう。
- ・共用機械排気を行っている建物では、稼働時間に十分注意してください。
- ・ガス機器の排気が十分に行われないと、排気ガスが室内にあふれて、一酸化炭素中毒をおこすことがあります。

「不完全燃焼警報機能付きガス漏れ警報器」の設置をおすすめします。

- ・ガス漏れや、不完全燃焼によって発生した一酸化炭素を検知すると、ランプと音声でお知らせします。
- ・ガスの種類によっては、不完全燃焼警報器とガス漏れ警報器をそれぞれ設置する必要があります。
- ・ガス漏れ警報器は、常に作動させておいてください。

(本発表資料のお問い合わせ先)

原子力安全・保安院 ガス安全課

担当者：権藤、羽原

電話：03-3501-4032(直通)